

株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
有価証券上場規程の特例等の制定について

目 次

	(ページ)
1. 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の制定	1
2. 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの制定	3

株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例

(目 的)

第1条 この特例は、株式会社企業再生支援機構（以下「企業再生支援機構」という。）が支援決定（株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する支援決定をいう。以下同じ。）を行った会社（支援決定が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等（株式会社企業再生支援機構法第31条第1項に規定する買取決定等をいう。以下同じ。）が行われないこととなった会社を除く。以下「被支援会社」という。）の発行する株券（優先株を除く。以下この特例において同じ。）について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(株券上場廃止基準の特例)

第2条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条各号及び第2条の2各号の規定の適用については、同基準第2条第5号（第2条の2第4号において読み替える場合を含む。）を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となつてから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

- a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
- b 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
- c 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生

(監理銘柄及び整理銘柄の特例)

第3条 被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄及び整理銘柄に関する必要な事項は、株券上場廃止基準に定めるところによるほか、本所の別に定めるところによる。

付 則

この特例は、平成21年11月9日より施行する。

株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係

株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。

（a） 次の（b）の規定は、第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。）」とあるのは「1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの（イ）及び（ロ）の規定は適用しない。

（b） 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の（イ）から（ハ）までの区分に従い、当該（イ）から（ハ）までに規定する書面

（イ） 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ロ） 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドラ

イン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(ハ) 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行う場合

企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

ロ 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

2. 第3条（監理銘柄及び整理銘柄の特例）関係

(1) 本所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次のaからcまでのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、aに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、b又はcに該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号a（h）の2、（j）、（k）、（m）の5又は（n）のいずれかに該当するとき

b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号a（a）から（h）、（i）及び（k）の2から（m）の4のいずれかに該当するとき（（d）にあっては、「株券上場廃止基準第2条第5号（同基準第2条の2第4号の規定による場合も含む。）」とあるのは、「株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する株券上場廃止基準の特例第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号（同基準第2条の2第4号の規定による場合も含む。）」と読み替える。）

c 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文（かっこ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、当該上場会社が1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画しているとき（第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に限る。この場合における「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、1.において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い1.（5）dの（a）の規定に基づき行うものとする。）で、かつ、企業再生支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき。

(2) 前（1）の規定により監理銘柄に指定した銘柄の当該指定期間は、次のa又はbに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする

る。

a 前（１） a 又は b の場合

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第４条第１項第１号 a の（a）から（e）までに定める日

b 前（１） c の場合

本所が必要と認めた日

（３） 前（２）の場合において、本所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の a 又は b に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、前（２）において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

a 前（１） a 又は b の場合

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第４条第２項各号に定める時

b 前（２） c の場合

本所がその都度定める時

付 則

この規則は、平成２１年１１月９日より施行する。